

6月18日（第2日）

6月18日(水)第3日 午前10時00分開議

出席議員

1番	宮下成美	2番	寛本語
3番	上本雄一郎	4番	平本美幸
5番	美濃英俊	6番	古居俊彦
7番	長坂実子	8番	岡野数正
9番	平川博之	12番	上松英邦
13番	吉野伸康	14番	浜西金満
15番	山本一也	16番	酒永光志

欠席議員

沖也寸志 沖元大洋

本会議に説明のため出席した者の職氏名

市長	土手三生	副市長	大濱清
教育長	岡田學	総務部長	奥田修三
企画部長	畑河内真	危機管理監	速山政治
市民生活部長	猪垣英治	福祉保健部長	山田浩之
産業部長	佐野数博	土木建築部長	東埜泰二
教育部長	矢野圭一	消防長	米田尋幸

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	仁城靖雄
議会事務局次長	奥村克希
事務局専門員	流田洋充

議事日程

日程第1	一般質問
日程第2	報告第2号 専決処分の報告について(和解及び損害賠償の額の決定について)
日程第3	報告第3号 令和6年度江田島市一般会計継続費繰越計算書に関する報告について
日程第4	報告第4号 令和6年度江田島市一般会計予算の繰越明許費に関する報告について
日程第5	報告第5号 令和6年度江田島市下水道事業会計予算の繰越しに関する報告について
日程第6	承認第1号 専決処分の報告と承認について(江田島市税条例の一部を改正する条例)
日程第7	承認第2号 専決処分の報告と承認について(江田島市国民健康保

		険税条例の一部を改正する条例)
日程第 8	議案第 3 2 号	江田島市職員の育児休業等に関する条例及び江田島市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例案について
日程第 9	議案第 3 3 号	江田島市学校給食共同調理場設置及び管理条例及び江田島市青少年問題協議会設置条例の一部を改正する条例案について
日程第 1 0	議案第 3 4 号	江田島市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案について
日程第 1 1	議案第 3 5 号	江田島市議会議員及び江田島市長の選挙における選挙運動費用の公費負担に関する条例の一部を改正する条例案について
日程第 1 2	議案第 3 6 号	江田島市旅客船設置及び管理条例の一部を改正する条例案について
日程第 1 3	議案第 3 7 号	江田島市水産交流施設設置及び管理条例の一部を改正する条例案について
日程第 1 4	議案第 3 8 号	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に基づく移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める条例及び高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に基づく移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案について
日程第 1 5	議案第 3 9 号	市有財産の処分について
日程第 1 6	議案第 4 0 号	市有財産の無償譲渡について
日程第 1 7	議案第 4 1 号	公の施設の指定管理者の指定について
日程第 1 8	議案第 4 2 号	令和 7 年度江田島市一般会計補正予算 (第 1 号)

開会（開議） 午前10時00分

○議長（酒永光志君） ただいまから、令和7年第2回江田島市議会定例会、第2日を開きます。

ただいまの出席議員は14名であります。

沖議員、沖元議員から欠席する旨、届出がありました。

定足数に達していますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

日程第1 一般質問

○議長（酒永光志君） 日程第1、一般質問を昨日に引き続き行います。

一般質問の順番は、通告書の順に行います。

これより、2番 筧本議員の一般質問を行いますが、発言を補完するためパネル等の使用について申出がありましたので、これを許可しております。なお、内容を補完するものではありませんので、議場配付は行っておりません。

2番 筧本 語議員。

○2番（筧本 語君） 皆様、おはようございます。

2番議員、無党派の筧本語でございます。本日はお忙しい中、傍聴に足をお運びくださいました皆様、また、インターネット中継を御覧いただいております皆様に厚くお礼申し上げます。

それでは、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

現在、本市の観光潮干狩りは2019年小用干潟を最後に休止して久しいですが、いまだに週末や大型連休になると、市外から潮干狩りを楽しもうと訪れる親子連れをよく目にいたします。

先日も切串港を降り立った親子連れから潮干狩り場を訪ねられ、干潟が閉鎖されていることを知らせると、親子は残念な表情を浮かべ、そのままきびすを返して船に乗り込んでいきました。もちろん潮干狩り以外の観光地は御案内したのですが、せっかく親子の楽しい休日の思い出にと本市を選んでいただいたのに、残念な思いをさせてしまったようで、こちらも申し訳ない気持ちになってしまいました。

切串漁協によれば、ピーク時には1日当たり最高約2,000人が訪れていたという切串人工干潟は2011年を最後に休止されており、同じく休止中の荒代や小用、江南においても、現在、再開のめどは立っていないと伺っております。

しかしながら、今でも市内外の方から潮干狩りの再開について問われることは多く、再開についての関心の高さがうかがえる状況にもかかわらず、江田島市観光振興ビジョンや第3期江田島市水産振興ビジョンにおいても、本市は観光潮干狩りの再開について、特に触れられておりません。

潮干狩りは、四方を海に囲まれる本市の特徴を生かした観光資源として、他に類を見ないものと考えます。

そこで、次の点について伺います。

まず1つ目は、これまで本市は観光潮干狩りシーズンに多くのにぎわいを創出してきたものと思われませんが、観光潮干狩りに対する本市のこれまでの考えと、行ってきた取組についてお答えください。

2つ目は、長く閉鎖中であるにもかかわらず、市内外から潮干狩りの再開を望む声は少なくはない現状において、観光潮干狩りに対する本市のこれからの考えと、行っていく取組はあるのかお答えください。

以上2点について、市長の答弁を求めます。

○議長（酒永光志君） 答弁を許します。

土手市長。

○市長（土手三生君） 筧本議員から、観光潮干狩りに対する本市の取組につきまして、2点の御質問をいただきました。順にお答えさせていただきます。

初めに、1点目の観光潮干狩りに対する本市のこれまでの考えと、行ってきた取組はとのお尋ねでございます。

本市には、観光潮干狩りを楽しめる干潟が江田島町に4か所ございました。この事業は漁業者の収入源になるだけでなく、本市が掲げる交流人口の拡大にも資する重要な取組であったと考えております。

しかしながら、アサリ漁場を維持するために稚貝を放流しても生育しない事態が続き、観光潮干狩りによる収益が見込めなくなってまいりました。このため、事業主体である漁業協同組合では、事業継続は困難との判断せざるを得ず、現在、本市における観光潮干狩りは全て休止となっております。

こうした状況を受けまして、本市では平成23年度に広島大学との地域連携推進事業を活用し、江南と切串の干潟でアサリの食害防止に関する調査を実施いたしました。その結果、両地区においてチヌなどによる食害やホトトギス貝の増殖に伴う窒息死が確認され、食害防止ネットによる一定の効果は認められたものの、アサリの生存率は10%にとどまることが明らかとなりました。

その後も、沖漁業協同組合によるアサリの放流試験や水産技術センターの技術的課題解決支援事業などを活用して、アサリ資源の復活について調査をしてまいりましたが、残念ながら効果的な対策は見いだせていないのが現状でございます。

次に、2点目の観光潮干狩りに対する本市のこれからの考えと、行っていく取組はとのお尋ねでございます。

本市としましては、観光潮干狩りは誘客に資する有益な観光コンテンツであると認識しておりますが、長く使用されていない干潟の再整備や定着が不透明なアサリの稚貝放流に多大な予算と時間を費やすことは、現実的には困難であると考えております。

また、収益の見通しが立たない状況において、各漁業協同組合に事業の再開を求めることも難しく、現時点での観光潮干狩りの再開及び観光振興策としての取組は困難な状況でございます。

こうした状況にあって、小用の干潟では漁業協同組合が民間事業者と連携して、カキ殻を活用したアサリ資源の復活に向けた調査研究が始まっております。本市としまして

は、観光潮干狩りの再開には、自然環境を含めて多くの課題を克服する必要があると考えておりますが、こうした取組に成果を見いだすことができれば、アサリ資源の復活に向けて支援してまいりたい、このように考えております。

以上でございます。

○議長（酒永光志君） 筧本議員。

○2番（筧本 語君） ただいま、2点の質問に対し、丁寧に御回答いただきありがとうございます。

それでは、順に質問させていただきます。

先ほど市長は、この事業は漁業者の収入源になるだけではなく、本市が掲げる交流人口の拡大にも資する重要な取組であったとおっしゃいました。おっしゃるとおり、この事業は、本市においてとても重要な取組であったと思います。

そこでお伺いします。

アサリ漁場を維持するために稚貝を放流しても、生育しない事態が続く状況に見舞われたとおっしゃいましたが、どれくらいの量をどれくらいの頻度で行い、どの程度の費用がかかったのかをお答えください。

○議長（酒永光志君） 佐野産業部長。

○産業部長（佐野数博君） 当時の観光潮干狩りに関する御質問です。

本市で把握しております休止直前の切串シーサイドハウスでの潮干狩りの実績になります。

アサリを平成21年度2回、合計2万3,000キログラム。平成22年度6回で、6万1,210キログラムを放流しております。

放流費用につきましては、平成21年度はアサリの1キログラム当たりの単価が817円でした。合計が1,900万円程度、平成22年度は1キログラム当たりの単価が244円で、合計が1,500万円程度でした。

アサリの単価の変動によりまして放流した量は違いますが、事業の収益としましては、平成21年度の収入が1,400万円程度、平成22年の収入が1,600万円程度となっております。

しかし、今の放流費と監視料、光熱水費、土地の借上げ料などを含めると、平成21年度が900万円程度、平成22年度が150万円程度の収入不足となっております。

以上です。

○議長（酒永光志君） 筧本議員。

○2番（筧本 語君） データが2か年度のみ判断は難しいのですが、本事業としての収益は、アサリの単価によるところが大きいに思いました。

ちなみに、昨日の広島市中央卸売市場中央市場のアサリの中値は1キログラム当たり540円でした。確かに、事業自体の収益は単価によって大きなマイナスとはなっておりますが、それによる地域のにぎわいや公共交通の利用者の増加も加味しなければならないと思います。その辺りのことも含め、再度御検討いただきたいと思います。

では次に、平成23年度に広島大学との地域連携推進事業を活用し、江南及び切串地区でアサリの食害防止に関する調査を実施したとのことでしたが、具体的にどんな調査

方法をしたのか教えてください。

○議長（酒永光志君） 佐野産業部長。

○産業部長（佐野数博君） 具体的な調査等の御質問です。

本調査は、放流アサリに及ぼす食害防止策の効果を明らかにし、生育環境としての適否を判定することを目的としたものであります。調査期間中に網で対策を行った地点の生存率は、江南地区で60%程度と比較的高い数値を示していますが、切串地区の生存率は10%程度でした。

また、籠で対策しました地区の生存率は江南地区で70%程度でしたが、切串地区では、6か月後には30%程度となりました。その後、波の影響ですとかそういったことによりまして籠からアサリが流出してしまいまして、調査のほうを中止しております。

調査結果としましては、対策をしなければ10%程度しか生き残らず、江南地区では、対策をすれば食害による被害は一定程度抑制できますが、生育環境がよいわけではなく、食害以外の要因で死んでしまうことを防げない結果となりました。

以上です。

○議長（酒永光志君） 筧本議員。

○2番（筧本 語君） チヌなど、以前はエイの食害を報道などで耳にしたことがありましたが、そういったものの食害の被害とは別に、そもそもの生育環境によるところも多分にあるということはよく分かりました。

では、調査の結果、アサリの生存率が10%にとどまったとのことでしたが、アサリの生存率がどの程度ならば効果があると言えるのかお答えください。

○議長（酒永光志君） 佐野産業部長。

○産業部長（佐野数博君） アサリ生存率に関する御質問です。

アサリ生存率がどの程度あれば効果があるのかにつきましては、明確な基準はございませんが、観光潮干狩りを楽しみながら資源を維持することを考えますと、50%以上は生存している必要があるのではないかと考えます。

以上です。

○議長（酒永光志君） 筧本議員。

○2番（筧本 語君） 思っていたよりもかなりハードルが高くて驚きました。

では、その後に行われた沖漁協によるアサリ放流試験及び水産技術センターの支援事業についても、もう少し詳しく教えてください。

○議長（酒永光志君） 佐野産業部長。

○産業部長（佐野数博君） アサリ放流試験等に関する御質問です。

これらの事業は、アサリの産卵状況を確認することで、アサリの再生産の構築に必要な情報を得ることを目的にしております。干潟に放流しましたアサリと養殖容器に入れたアサリを垂れ下げ設置として観察したものです。

観察した結果は、干潟に放流した個体は放流後に受精卵が供給された可能性は低く、生存率も放流1か月後には7割程度となったようです。垂れ下げ設置による養殖容器を用いた方法では、アサリの親貝の製造率は90%以上で、受精卵供給にも有効であると考えられました。

以上のことから、干潟の環境がアサリの生育には適さない状態となっていることが推測される結果となりました。

以上です。

○議長（酒永光志君） 筧本議員。

○2番（筧本 語君） 干潟の環境がアサリの生育には適さない状態となっていることはよく分かりました。

それを踏まえて、次の質問に移ります。

干潟の環境が適していないとなれば、適した環境に近づけるしかありませんが、先ほど市長は、長く使用されていない干潟の再整備や定着が不透明なアサリの稚貝放流に多大な予算と時間を費やすことは現実的ではないとおっしゃられました。

では、切串人工干潟を例にして、再整備にはどの程度の予算が必要なのかお答えください。

○議長（酒永光志君） 佐野産業部長。

○産業部長（佐野数博君） 潮干狩り再整備費用についての御質問です。

切串地区の干潟につきましては、波ですとか、ホトトギス貝などの外的生物による稚貝の死亡が多く、何も対策をせず放置した場合のアサリ生存率は5%未満との調査結果がありました。アサリ定着に非常に厳しい環境であると考えております。

仮に再整備を行う場合、土壌改良で1ヘクタール当たり約3,000万円から5,000万円程度の費用が見込まれると言われております。それに合わせて、稚貝の放流ですとか保護ネットなどの設置や水質・生育状況の定期モニタリングなど、現地の環境に適した土壌保護、管理がそろって、初めて成果が見込まれます。

以上の分析から、費用対効果の観点から踏まえて言いますと、現実的ではないと現段階では判断しているところです。

以上です。

○議長（酒永光志君） 筧本議員。

○2番（筧本 語君） アサリの定着に確信を持たないまま、多額の費用をかけて再整備することは現実的ではないということは分かりました。

しかしながら、先ほどから申し上げておりますとおり、地域のにぎわいや公共交通の利用者の増加、そして何より、市外から来られる方々がリピーターとなる確率が高い観光コンテンツこそ、潮干狩りだと私は考えております。

確かに、費用やコストを含めると莫大なものとなるかもしれませんが、何もしなければ何も生まれません。まずは、一歩踏み出す勇気を持っていただきたいと思います。

さて、先ほど市長から、小用地区において民間事業者と漁業協同組合が連携し、カキ殻を活用したアサリ資源の復活に向けた調査研究が始まっているとお聞きしましたが、カキ殻がアサリ資源とどう関連しているのでしょうか。

また、本市はその取組に今後どう関わっていくのかお答えください。

○議長（酒永光志君） 佐野産業部長。

○産業部長（佐野数博君） 民間事業者の取組に関する御質問です。

小用地区におけるアサリ資源の復活に向けた調査研究は、地元の民間事業者と漁業協

同組合が連携して、カキ殻を活用した新たな取組として注目しております。

カキ殻には、アサリの生育環境を改善する幾つかの効果が期待されております。具体的には、干潟の土壌を中性に近づけるペーハーの安定化効果や底質の通気性や透水性向上によって、アサリの生育に適した環境が整うこと、また、微生物やプランクトンの定着を促すことで、餌資源の確保にも寄与するとされております。

このような観点から、本市としましても今後の調査研究の進捗を注視するとともに、必要に応じて情報共有ですとか助言、場合によっては、支援の在り方も今後検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（酒永光志君） 筧本議員。

○2番（筧本 語君） 内容をお聞きするに、先日テレビで放送されていた、お笑い芸人のコットンのお二人が出演する広島テレビの海ッションインポッシブル内での取組の一つだと思われませんが、こういった取組をテレビを通じて広く周知することで様々な支援や協力を得られることもありますので、江田島市、瀬戸内豊かな海づくり推進隊長に就任しているコットンのお二人にも、アサリの復活に向けた取組をぜひ続けていただきたいと思っております。

さて、今までの回答をお聞きして、観光潮干狩りへの復活が厳しい状況であることはよく分かりました。

そこで、最後に参考までにお聞きします。

最近、江田島市ではサップなどのマリンアクティビティが盛んですが、例えば、観光潮干狩りに活用されなくなった干潟を海水浴場として活用するなどの計画は難しいのでしょうか。

○議長（酒永光志君） 佐野産業部長。

○産業部長（佐野数博君） 使われなくなった干潟を海水浴場にできないかとの御質問です。

干潟を海水浴場として活用するには、多くの課題があると推測されます。まず、泥質の干潟を遊泳に適した砂質に変える必要ですとか、安全確保の確立、水質基準など、環境衛生維持のための調査及び対策措置が必要となります。

また、更衣室ですとかシャワー、トイレ、水道施設などへの初期投資や継続的な維持管理費など、多額の投資が必要となります。

さらには、関係します法制度への許認可対応も必要とは思いますが、一番重要なことは、地元の漁業協同組合との調整になるかと思っております。海域には漁業権が設定されておりますので、漁業関係者の皆様に大きな影響を与える可能性がございます。漁業関係者の生活に直結する問題ですので、調査に多大な時間と労力を要することが予測されます。現実的には難しいのではないかと考えるところです。

なお、地域資源の有効活用につきましては、引き続き様々な可能性を検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（酒永光志君） 筧本議員。

○2番（筧本 語君） 様々な要因で難しいということはよく分かりました。

ですが、広島県内には尾道市の干汐海水浴場や福山市のシーパーク大浜など、海水浴場と潮干狩り場を兼ねる人気スポットはあります。様々な可能性の中にこういった活用法はあるのか、この際、指摘はしませんが、やはり、いまだ市内外の人々の記憶に残る風物詩として、また地域のにぎわいの創出として、観光潮干狩りの再開は常に念頭に置いておく必要があると思います。

尾道市では、令和5年度より環境省のモデル事業、令和の里海づくりとして、尾道東部漁業協同組合が主体となって、市内のこどもから大人まで巻き込んでの一大プロジェクトとして、松永湾の干潟の再生を目指す取組を行っております。もちろん、こういった活動も一朝一夕でどうにかなる問題ではありませんが、こういった活動を通して、地元のこどもたちが地元の海や干潟で起きている現状を知り、興味を持っていただけるだけでも、本市が推進する里海学習にもつながっていくのではないのでしょうか。

私も小さい頃、母に連れられ訪れた干潟で貝やカニなどを取って喜んだことを、今でも昨日のここのように思い出せます。美しい海と美しい空、浜に響く人々の歓声や笑い声、そして鼻腔をくすぐる潮の香り、こういった記憶は生涯忘れることはありません。

冒頭で申し上げた市外から来られた親子連れも、こうした思い出を求めて来られていたのかもしれませんが。そうした方々の思いを加味した地域資源の有効活用を行っていただけるよう、今後もしっかりと取り組んでいただきますよう切にお願い申し上げまして、私の質問を終わらせていただきます。

御清聴ありがとうございました。

○議長（酒永光志君） 以上で、2番 筧本議員の一般質問を終わります。

これより、3番 上本議員の一般質問を行います。発言を補完するためパネル等の使用について申出がありましたので、これを許可しております。なお、申出のあった資料の写しをお手元に配付しておりますので、御参考としてください。

3番 上本雄一郎議員。

○3番（上本雄一郎君） 皆さん、おはようございます。

3番議員、政友会の上本雄一郎です。

通告に従い、2項目5点について質問いたします。

まず、ごみの減量化に寄与する取組の推進による財政構造の転換についてです。

県外から島に戻ってきて、驚くとともに心配しているのは、本市のごみ処理の在り方です。平成16年11月の江田島市誕生以降、市はごみ処理に一般財源を投入し続けてきました。本市では、長年にわたって「排出者負担の原則」が軽視されてきたため、市民や事業者にとっては、「ごみを減らそう」という主体的な意識をそもそも育みづらい風土が醸成されています。

昨年の6月定例会において、ごみ処理の適正化について質問をいたしました。それに引き続いて、今回ごみ問題を再び取り上げますのは、歳入を確保し、歳出の削減を進める上で非常に課題の多い事業だと感じているからにほかなりません。

土手市長が言われるように、今後、市民の暮らしに密着した部分に必要な財源を振り向けていくためには、市の事務事業を一つ一つ改めて精査し、選択と集中を着実に進め

ていかなければなりません。

人口減少が進む中でも、行政として取り組まなければならない課題が多くあります。公共交通の維持・確保、下水道施設の更新、攻めの産業振興施策、こどもたちの健やかな成長を支援する少子化対策、これらは、本市の重要課題に対処するのみならず、我が島の特色を対外的に大きく打ち出す新規の施策を展開する上で必要となるのは財源です。

市政課題に適時・的確に対処するための財源を捻出する上で、早急に見直さなければならない事業の一つが、ごみ処理に関わる事業だと考えております。ごみ処理に係る歳入・歳出の構造については、抜本的に改める必要があります。

そこで、次の点について伺います。

1、ごみの減量化に対する基本的な考えについて。

2、令和8年度における呉市のプラスチックごみの分別収集開始が本市の財政に及ぼす影響について。

3、昨年の秋及び本年春のリレーセンター機械トラブルの原因と市民への周知について。

4、行政文書等古紙の売払い及び溶解処分に係る入札の実施について。

5、不用品等の利活用を進める「リサイクル広場」の設置について。

以上の5点です。

次に、市長等の顔がより市民に見える行政運営について質問いたします。

コロナ禍では三密を回避するため、行催事の中止や延期・規模縮小やオンラインのみでの開催など、様々な対応を迫られてきました。しかし、一昨年度以降、開催形態や時間を工夫しながら次第に実施される行催事が増えてきたことは、喜ばしいと思っております。

ところで、官民一体となった協働のまちづくりを力強く進めていくためには、市政に対する市民理解の増進が不可欠です。少子化対策が喫緊の課題である本市にあって、こどもたちの健やかな育ちを江田島市が応援しているという姿勢を見せることがまず重要だと考えます。

地域の方々も集う市内小中学校の行事、例えば入学式や運動会、学習フェスタ、合唱祭、卒業式などには、教育委員会の皆さんがほとんど常に出席されておられます。

これに対して、認定こども園の行事の場合、当該施設に勤務する市の職員を除けば、市長や福祉保健部長は出席されず、所管部局職員の姿も目にしません。市内の小中学校と同じように、認定こども園もまた江田島市立の施設です。

こども園の行事は園児やその保護者のみならず、民生委員・児童委員、また、地域住民も多く集う貴重な交流の場ともなっています。市民との接点の確保や現場主義の徹底という観点からも、早急に対応を改めるべきと考えますが、いかがですか。

以上、2項目について、市長の答弁を求めます。

○議長（酒永光志君） 答弁を許します。

土手市長。

○市長（土手三生君） 上本議員から、2項目5点の御質問をいただきました。順にお答えをさせていただきます。質問項目が多岐にわたり、答弁が長くなりますので御容

赦ください。

初めに、1項目めのごみの減量化に寄与する取組の推進による財政構造の転換についてでございます。

まず、1点目のごみの減量化に対する基本的な考え方についてでございます。

本市は、令和4年3月に策定いたしました第2次江田島市環境基本計画で目指す環境像を、恵まれた美しい自然や海を次世代へつなぐ「環境未来島」えたじまと掲げております。この計画の基本目標、資源を大切にす島の施策としまして、ごみの減量化や再資源化を進めるため、ごみの発生抑制、再利用、再資源化、ごみになるものを断る、修理の5つの英単語の頭文字から成る5Rを進めることで、廃棄物の適正処理の推進に取り組むことといたしております。

また、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づきまして、本市の一般廃棄物処理に係る基本的な考え方や方向性について定めた江田島市一般廃棄物処理基本計画を策定いたしましたしております。

本市では、これらの計画に基づいて、ごみの減量化とリサイクルに取り組んでいるところでございます。

次に、2点目の、呉市のプラスチックごみ分別収集開始が本市の財政に及ぼす影響についてでございます。

呉市では、来年度、令和8年度から可燃ごみである食品パックやハンガー、歯ブラシ、おもちゃなどのプラスチックごみの分別収集が始まることとが昨年12月に報道をされました。この取組が始まると、呉市の可燃ごみ搬入量は年間約2,400トン削減できるものと試算されております。

本市の可燃ごみは呉市のごみ処理施設で焼却していることから、呉市の新たな分別収集が開始されますと、ごみ処理に係る本市の比重が重くなり、負担割合が増加するものと思われま。今後、呉市の分別収集開始による本市の財政負担への影響について分析した上で、本市のごみ収集の在り方を検討する必要があると考えております。

次に、3点目の昨秋及び今春のリレーセンター機械トラブルの原因と市民への周知についてでございます。

江田島市リレーセンターは、各家庭から排出された可燃ごみを呉市のごみ処理施設で焼却するための中継施設として平成14年11月に供用開始し、施設稼働から本年度で23年目を迎えております。

昨年9月に発生しました機械トラブルは、運搬用コンテナにごみを詰め込む機械の故障で、再発防止のため原因を調査いたしましたが、特定することはできませんでした。

また、本年5月に発生しました機械トラブルにつきましては、リサイクルできない紙類などがごみ袋に入れずそのまま投入されたことで、機械の隙間にくさびのように挟まったことが原因でございました。一般家庭から排出されるごみは江田島市の指定ごみ袋に入った状態で投入されることから、このたびの故障の原因は、事業所から直接持ち込まれたごみによるものと思われま。

今後、同様の故障が発生することがないように、紙類においても袋に入れた状態で処分するよう周知を図ってまいります。また、市民の皆様にも、広報誌やホームページで適

切なごみの分別についてアナウンスしてまいりたいと思っております。

次に、4点目の行政文書等古紙の売払い及び溶解処分に係る入札の実施についてでございます。

本市の行政文書は、個人情報に記載されている文書とされていない文書で区別をして処分しております。それぞれの処分方法につきましては、個人情報が記載されている文章は、シュレッダー等で破砕するか直接リレーセンターに持ち込み、最終的に焼却処分しております。また、個人情報を含まないものにつきましては、新聞や雑誌と同様にリレーセンターにあるストックヤードに集積し、最終的には溶解処分により再生紙としてリサイクルされております。

御質問の行政文書等、古紙の売払い及び溶解処分に係る入札の実施につきましては、他市町の取組状況とその効果を聞き取りした上で、どの程度のボリュームであれば買取りが可能なのか、また、採算性上の効果は見込まれるのかなど、実現の可能性について検討してまいります。

最後に、5点目の不用品等の利活用を進める「リサイクル広場」の設置についてでございます。

一般的に「リサイクル広場」とは、収集日に出せなかったリサイクル可能な資源ごみや再利用可能な不用品を引取り、希望される方に提供する場所であります。

このたび、県内22市町の取組を調査しましたところ、重複もございますが、ごみとして回収したものの中から再利用可能なものを選別して有償で販売しているのは1自治体、個人から持ち込まれた品物を受け取り、有償で販売しているのは2自治体、また、行政によらず、市民の皆様の再利用の取組を支援している市町は6自治体ございました。

こうした取組は、財源確保はもとより、ごみの減量化に資するものであり、循環型社会の形成に寄与するものでありますので、不用品を保管する場所や分別・分類するための人員を確保する必要もございます。

「リサイクル広場」をはじめ、ごみの減量化に向けた取組につきましては、それぞれの効果を見極めながら積極的に取り入れてまいります。

次に、2項目めの市長等の顔がより市民に見える行政運営についてでございます。

本市には認定こども園が5か所あり、それぞれの園で入園式や卒園式をはじめ、運動会や発表会など行事を行っております。コロナ禍におきましては、これらの行事の規模を縮小せざるを得ない状況の中、感染拡大防止に留意しつつ工夫を凝らし、こどもたちのための行事を開催してまいりました。

こうした中、令和5年5月8日に新型コロナウイルス感染症の法の位置づけが5類に移行したことを受け、行事等の在り方や開催方法などの見直しを検討してまいりました。行事の実施に当たりましては、こどもが主役の行事の開催方法、こどもたちにとってどのような形での開催が望ましいのかといった視点を最も大切にしながら検討を進めてきたところでございます。

その結果、こどもたちが無理なく楽しく参加できるよう、こどもの成長、発達段階に合わせた内容や時間にするを第一に考え、あわせて、保護者の方のみならず、地域の方や関係機関の方にこどもたちの成長をこどもと一緒に喜んでいただけるように、来

賓、地域席を設けて開催しているところでございます。

私や関係部局の職員の出席につきましては、入園式や卒園式が5か所の認定こども園で同じ日に開催していることから、市長のお祝いメッセージを園内に掲示させていただいております。また、運動会や発表会などにつきましても、同じ日に複数の認定こども園で開催していることもあり、可能な限り、子育て支援課の職員が出席しているところでございます。

私は市長として、こどもたちの健やかな育ちを応援していきたいという思いを持っております。今後も、本市の宝でありますこどもたちの健やかな成長を保護者の方や地域の方々とともに見守りながら、「こどもまんなか」とした保育事業の充実を図るとともに、認定こども園の行事に限らず様々な機会を捉え、市民の皆様との接点の確保に努めてまいります。

以上でございます。

○議長（酒永光志君） 上本議員。

○3番（上本雄一郎君） 市長から丁寧な答弁をいただきました。

それでは、順に幾つか再質問をいたします。

まず、1項目めのごみの減量化に寄与する取組の推進による財政構造の転換についてです。

初めに、ごみの減量化に対する基本的な考え方について答弁をいただきました。第2次江田島市環境基本計画や江田島市一般廃棄物処理基本計画に基づき、ごみの減量化とリサイクルに取り組んでいるとの答弁がありました。しかし、私自身、そういう感覚は抱けません。ごみ出しをされていて痛切に感じるのは、本市のごみ処理行政はこれでよいのだろうかということです。

まず、最初のパネルですけれども、江田島市指定ごみ袋は、合併後20年の間、価格改定を見送っていましたが、安定したごみ収集体制を維持していくため、本年4月1日から各サイズとも40円ずつ引き上げたところです。しかし、値上げ後の新価格もこのパネルを見ていただきたいんですが、呉市や東広島市、竹原市の半額です。ここにありますように、江田島市ではごみ処理費用等の上乗せはこれまでも行っておりませんし、現在も行っていません。

粗大ごみ出し放題という状況も問題があると思います。地区の粗大ごみ集積場所では、粗大ごみとして出せないもの、例えば古いタイヤなどに警告文が張り重ねられていつまでもさらされているのを目にいたします。それを見て市民が心を痛めている、そういう方も多いのではないかと思います。こうした不法投棄されたものは、最終的には市が負担して処理をしなければなりません。

昨日ですが、6月17日、江田島市のホームページに環境センターの機械が故障したため、8月中旬まで粗大ごみの受入れを中止しますとのお知らせがありました。今朝の防災無線でも放送されていたので、御存じの方も多いと思います。

詳細な原因究明は今後のことと思いますが、現時点で分かっている状況について説明を求めます。

○議長（酒永光志君） 猪垣市民生活部長。

○市民生活部長（猪垣英治君） 昨日発生いたしました環境センター設備の故障に伴う粗大ごみ受入れ一時中止についての御質問でございます。

沖美町にございます江田島市環境センターですけれども、燃える粗大ごみ、それから燃えない粗大ごみがございます。それから、瓶や缶類、ペットボトルなどの資源ごみ、それから、蛍光灯や乾電池などの有害ごみなどの分別処理と燃えないごみの埋立て処理を行う施設でございます。

昨日は粗大ごみの破碎処理設備が故障をいたしましたため、燃える粗大ごみ、燃えない粗大ごみのみの回収、それから、持込みのほうを一時中止させていただくということでお知らせをさせていただきました。期間につきましては、現時点では8月中旬までの2か月ということでございます。これらのことを昨日、ホームページや町内放送でお知らせをさせていただいたところです。

なお、燃える、燃えない粗大ごみ以外の先ほど申し上げました資源ごみや有害ごみなどにつきましては、ごみ出しカレンダーどおりの回収を行ってまいります。

以上です。

○議長（酒永光志君） 上本議員。

○3番（上本雄一郎君） よく分かりました。

今後、しっかりと調査を進めていただきたいと思います。そして、可能ならば、その対策もしっかりと練っていただきたいと思います。

さて、次に御覧いただきたいのはこちらのパネルでございます。配付資料の2枚目です。直近5か年度のごみ処理関係費用を一覧にしたものです。

ごみ処理は、基礎自治体の重要な仕事であり、令和5年度では約7億円、それ以前は約5億円がかかっています。リレーセンターの搬入・搬出施設の竣工が平成14年11月、環境センターの粗大ごみ処理施設の竣工が平成10年2月と、いずれも竣工から20年以上が経過し、老朽化が進んでいます。このため、補修費用や機械設備等の更新費用が増えてきております。

さて、お隣の呉市がアプリを導入して市民ぐるみで進めているのが、ごみの発生抑制リデュース、再使用リユース、再資源化リサイクルの3つのRの頭文字を取って、3Rの取組です。これに対して江田島市が掲げるのは、市長から御説明がありましたように5Rです。

そもそも、3Rなり5Rなり、自治体がなぜこうした住民の行動変容に取り組むのでしょうか。主に、それは環境負荷の低減、ごみ処理施設への負荷の軽減、ごみ処理経費の削減、こうした目標があるからだと考えます。これらはいずれも、住民の深い理解なくしては決して前に進めることのできない取組です。

そこでまず伺いたいのは、直近5か年度におけるごみ処理に関する出前講座の実施状況です。実施内容や対象団体、参加人数や参加者の反応等を含めて伺います。

○議長（酒永光志君） 猪垣市民生活部長。

○市民生活部長（猪垣英治君） まちづくり出前講座についての御質問です。

市では、「これは何ごみ」と題して、家庭ごみの分け方、出し方に関する出前講座を開設しております。依頼者の希望に沿った形で、座学だけではなく施設の見学にも対応

するなど、柔軟に対応しております。

次に、令和2年度から令和6年度まで、5年間の実施状況についてお答えいたします。

自治会、女性会、サロン活動を行う団体などからの依頼を受けまして、5年間で計10回、参加人数は延べ261名でした。ごみの問題は私たちの身近な問題でありますので、ごみの分け方、出し方についての説明をさせていただくと、皆さん関心を持って聴講していただきました。

また、正しいごみの出し方についても、多くの御質問等をいただいたところでございます。

以上です。

○議長（酒永光志君） 上本議員。

○3番（上本雄一郎君） 今、実施状況について、5年間で10回との説明がありました。ちょっと寂しいのかなという感じがいたします。ごみ問題は老若男女、市民の皆様にとって非常に身近な問題であり、聞いていただけるならば理解を得やすいテーマだと感じています。

先月末に、ごみ問題をテーマとする市政報告会を開催させていただいた際には、市民生活部地域支援課の皆様には出前講座で大変お世話になりました。実際に出前講座を聞いてみると、非常に啓発的な内容で勉強になりました。我が町のごみ処理の現状が理解できるというのみならず、ごみの減量化についてもおのずから考えさせられることが多く、行動変容を促す効果があると感じたところです。

当日、出席いただいた方々の反応を少し紹介しますと、例えば現在、可燃ごみの焼却処理を呉市に委託しているということが知れてよかった。リレーセンターの業務内容や役割がよく理解できたという感想や、クリーンセンターくれの更新工事に当たり、江田島市が負担金を出す経緯がよく分かった。あるいは、市民みなでごみの減量化に努めてごみ処理費用の削減につなげ、限りある財源を有効に活用しないといけないと感じたなど、おおむね好意的な感想や意見が多くありました。

ごみ処理に関する出前講座は、施設見学を組み合わせるならば、一層効果的であると感じます。リレーセンターや環境センターの施設見学に行かれたことがある方々は、口々にそのように言われます。ただし、現地までの交通手段や駐車場の確保が問題です。その辺りも考慮しながら、今後の出前講座のより効果的な開催方式を考え、さらに注力をしていただきたいと思います。

続いて、呉市のプラスチックごみの分別収集の開始が本市の財政に及ぼす影響について、市長から答弁をいただきました。

呉市の可燃ごみ搬入量が年間約2,400トンも減ること、クリーンセンターくれで焼却処理される可燃ごみの総量に占める江田島市持込み分の比重が高まることについては理解しました。

令和5年度決算額ベースで呉市に支払ったごみ処理業務委託料は1億6,000万円強です。こちらのパネルに記載がございます。この委託料が来年度以降どのくらい増える見込みであるのかということについては、ここでは尋ねません。令和6年度決算を踏まえて、引き続き精査を進めていただきたいと思います。

呉市がプラスチックごみの分別収集を来年度から始める以上、クリーンセンターくれにおける可燃ごみの焼却処理施設で本市由来のごみの処分をお願いしている以上、プラスチックごみの分別収集をどうするのかという点は真摯に検討しなければならない課題だと思います。

新たなる分別収集を開始するならば、リサイクルによって経費が発生するといったこともよく承知しております。ただ、このプラスチックごみの分別収集について、現段階で江田島市はどのように考えているのか御所見を伺います。

○議長（酒永光志君） 猪垣市民生活部長。

○市民生活部長（猪垣英治君） 本市のプラスチックごみ分別収集についての御質問です。

市長答弁でもお答えしたとおり、令和8年度より呉市においてプラごみ分別収集が始まりますと、ごみ処理に係る本市の負担割合が増加するものと思われまます。しかしながら、本市で新たに分別収集を始めた場合には、それに伴う経費のほうも発生してまいります。

そのため、今後、呉市の分別収集開始による本市の財政の負担の影響について分析をした上で、ごみの収集の在り方について検討したいと考えております。

以上でございます。

○議長（酒永光志君） 上本議員。

○3番（上本雄一郎君） 分かりました。

その辺りはしっかりと分析し、今後の財政運営に与える影響がどの程度なのか見極めていただきたいと思ひます。

さて、年々のランニングコストに対する応分の負担、ごみ処理業務委託料の増大もさることながら、呉市における次期ごみ処理施設の負担に係る負担金も、我が町にとっては当面の非常に大きな財政上の一大課題であります。

現在、令和12年度竣工予定で、クリーンセンターくれの更新工事が進められていませす。それに対する本市の負担金の総額は30億円程度にもなると見込まれていませす。特に建設工事が本格化する来年度以降、令和11年度に至るまでの期間は、本市もまた多額の負担金を出さなければなりません。年々のごみ処理費用の増大が、本市の財政運営に及ぼす影響を最小限に抑える努力がこれまで以上に求められてきませす。

今後、ごみ処理費用の低減に向けて、部局としてどのような対応を考えておられるのか、この点を伺ひませす。

○議長（酒永光志君） 猪垣市民生活部長。

○市民生活部長（猪垣英治君） ごみ処理費用の低減に向けた対応に関する御質問です。

本市におけるごみ処理費は、令和5年度決算額では、家庭一般廃棄物収集運搬業務とリレーセンター及び環境センター管理運営事業の3事業で、約6億円となっております。このように、ごみ処理には多額の経費がかかっていることから、広報や出前講座の開催等により、市民の皆様には、ごみの減量化や資源化の御協力をお願いしているところでござす。

今後、さらなるごみの削減に向けて、適切な分別などの御理解と御協力をしていただくように、引き続き広報やホームページ等でアナウンスをしてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（酒永光志君） 上本議員。

○3番（上本雄一郎君） 分かりました。

ごみ処理費用は毎年多額に上っております。そして、一般財源が非常に多く投入されています。市民の皆様は格別の御理解をいただき、一層の協力をいただけるように、より効果的な広報啓発活動になるよう工夫を凝らしていただくよう求めます。

続いて、昨秋及び今春のリレーセンター機械トラブルの原因と市民への周知について答弁をいただきました。

昨秋の機械トラブルにつきましては、原因究明には至らなかった一方で、去る5月の機械トラブルについては、事業所から直接持ち込まれたと思われるリサイクルできない紙類などがごみ袋に入れられずそのまま投入されたことで、機械の隙間にくさびのように挟まったことが原因だったとのことでした。

私は、所属する市議会産業厚生常任委員会の所管事項であるため、5月14日の日に現場の状況を確認に行ってきました。約1トンもの大量の紙類がダンボールごと一時に大量に投下されたため、3番ゾーン下にあるごみ供給装置が適切に前後に稼働できなくなっている状況が見てとれました。

こちらのパネルでございますけれども、これはリレーセンターが復旧した後、本年5月19日付でリレーセンターでの可燃ごみの受入れ再開をホームページでお知らせした文章です。先ほど市長が説明されました今回の機械トラブルの原因については、ここには特に記載がございません。

順序としては、まずこのことを知らせた上で、施設への負荷低減のため市民に協力を呼びかけるほうが自然だと思いますが、御所見を伺います。

○議長（酒永光志君） 猪垣市民生活部長。

○市民生活部長（猪垣英治君） 機械トラブルの原因について、市民の皆様への周知方法への御質問です。

昨年9月と本年5月に発生しましたリレーセンターの機械トラブルに伴い、可燃ごみの受入れが停止し、利用者の皆様には大変御迷惑をおかけいたしました。

また、上本議員が言われますように、5月の受入れ再開後、機械のトラブルの原因については、その詳細を市のホームページのほうに記載しておりませんでした。そのため、今後は、故障の原因が判明したものにつきましては、同じ原因で故障を起こすことがないように、市民の皆様は協力を求める内容に改めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（酒永光志君） 上本議員。

○3番（上本雄一郎君） 分かりました。

リレーセンターや環境センターでは、一時に大量に持ち込まれるごみによって、機械設備や機器類に急激な負荷がかかることが日常的に起こり得ます。こういった事態を努

めて回避し、施設の長寿命化を図るためにも、市民の皆様に対して的確に情報を提供し、協力をいただかなければなりません。

今後は、原因を究明できた場合には、より丁寧な情報発信に努めていただくよう求めます。

ところで、今回のリレーセンター復旧というタイミングで、市民の皆様へのお願い事がこちらに3つ書かれております。ここに草木類のことが記載されている理由と経緯について伺います。

○議長（酒永光志君） 猪垣市民生活部長。

○市民生活部長（猪垣英治君） ホームページに記載している理由と経緯についての御質問です。

リレーセンター復旧時にホームページに記載しました皆様へのお願い事項3点につきましては、まず1、草木類は太さ5センチメートル、長さ30センチメートルを超えるものは搬入できません。2、一度に大量の草木を搬入しないでください。草木類を搬入する場合は、可能な限り袋に入れて、1時間に1台程度となるようお願いいたします。3、機密文書を可燃ごみとして廃棄する場合は袋に入れてくださいの3点でした。

このうち、草木類の持込みの際の注意事項を掲載した理由とその経緯についてですが、リレーセンターの構造上、ごみ袋に入れられない草木の持込みは機器への負担が大きいということが分かっております。草木類の投入が今回の故障の直接の原因ではございませんでしたけれども、改めて搬入時の注意事項を掲載させていただいたところではあります。

以上でございます。

○議長（酒永光志君） 上本議員。

○3番（上本雄一郎君） 施設に対する負荷を低減させるため、この際、注意喚起を行ったということです。

リレーセンターに伐採、剪定した樹木や草木類を投入するという事は、つまり、最終的には焼却処分をしているということです。こういった在り方がよいのか、ほかの活用の仕方がないのかなど、エネルギーの地域内循環という視点で、剪定枝や草木類の処理方式について研究を進めていただくよう求めます。

さて、今回のリレーセンター機械トラブルの原因は事業者が大量に持ち込んだ紙類だったわけですが、先ほどの市長答弁にありましたように、市役所が直接個人情報記された行政文書を持ち込み、投入するケースもあるということです。こういう処理方式を見直さない限りは、本市が市有施設の機械トラブルの原因になることも起こり得ます。このことを指摘して、次の点へと移ります。

行政文書等古紙の売払い及び溶解処分に係る入札の実施について、市長から非常に前向きな答弁をいただきました。

古紙の単価は週ごとに変動しますが、ある程度のまとまった重量の塊にすることができれば、古紙回収業者と折衝するに当たって交渉力も増します。御案内のとおり、廃棄物として処理費を歳出に計上するのと有価物として売却収入を歳入に計上するのでは、その意味合いは全く異なります。

今回、質問させていただいた行政文書等古紙の売払い及び溶解処分に係る一般競争入札を京都府では実施しています。毎週、指定の日時に府庁敷地内に回収業者が古紙等を収集に来ますので、府議会や出先機関を含めて、各部局が古紙等を搬出したしております。一般的な行政文書のみならず、新聞紙やダンボールのほか、個人情報が含まれるがゆえにシュレッダーされてしまった古紙等もまとめて収集してくれます。また、各部局が収集日以外の日に古紙等を出したいという場合におきましては、府庁敷地内にある一時保管庫の鍵を借りれば搬出することも可能です。

首都圏や関西圏とは異なりまして、古紙回収事業者が広島県内に少ないという事情はあるかと思えます。また、江田島市行政単独で集積できる古紙の重量も限られると思えます。

しかし、例えば市有施設の屋内の一角に鍵付きの一時保管倉庫を用意するなど対策を講じるならば、行政として個人情報の含まれる文書を一時保管しやすくなりますし、また、現在、個人情報が含まれるという理由で可燃ごみとしてリレーセンターへと持ち込んでいる市内事業者にも協力を求めやすくなると思えますが、いかがでしょうか。この点を伺います。

○議長（酒永光志君） 奥田総務部長。

○総務部長（奥田修三君） 行政文書のリサイクルについて、御提案いただきましてありがとうございました。

個人情報を含む文書のリサイクルの課題なんですが、まず1点目に個人情報の保護、2点目に費用対効果、そして、最後に、安全な保管スペースの確保であろうと考えております。

議員の御提案を基に、リサイクルしている市町や買取業者と聞き取り調査を実施した上で、課題をクリアできるのであれば、これは前向きに検討していきたい、このように考えております。

以上でございます。

○議長（酒永光志君） 上本議員。

○3番（上本雄一郎君） ぜひ前向きに検討していただきたいと思えます。

回収事業者としては、1回の訪問で、よりまとまった重量の古紙類を持ち帰りたいたいと考えられると思えます。一方で、近隣市町では、既に行政文書のリサイクルに取り組んでいるのではないかと思います。それゆえ、連携中枢都市圏の事業として、例えば呉市など近隣市町と相連携して取り組むことができるならば、さらに大きな重量の塊にすることが可能となり、回収事業者も応札しやすくなると思えますが、この点いかがでしょうか。

○議長（酒永光志君） 奥田総務部長。

○総務部長（奥田修三君） 御提案ありがとうございます。

買取業者をこれから聞き取りする中で、江田島市単独でボリューム的なことも含めて難しいようでありましたら、御提案いただきました連携中枢というか近隣市町、呉市をはじめ、近くの町へ状況を聞き取った上で、一緒にできることであれば進めていきたい、このように考えております。

以上でございます。

○議長（酒永光志君） 上本議員。

○3番（上本雄一郎君） 分かりました。

ぜひいろいろな角度から検討を加えて、可燃ごみとして焼却される紙類が少しでも減るように取り組んでいただきたいと思います。

資源小国の我が国です。本市も再生紙を積極的に調達されていると思います。紙類は森林資源に由来する貴重な資産であり、インク等を抜き取れば再生することが可能です。二酸化炭素排出量を削減し、環境負荷の低減に取り組むのは、行政にとって現代社会において使命だと考えます。

1枚の紙も無駄にすることがないように、江田島市行政の取組が循環型社会の形成に資するよう主体的な取組を改めて強く求め、次の点へと移ります。

不用品等の利活用を進める「リサイクル広場」の設置について、市長から前向きかつ積極的な答弁をいただきました。県内市町の取組状況について御紹介いただきましたが、県内では再利用可能なものを有償で販売する自治体の一つ、個人から持ち込まれた不用品等を有償で販売する自治体が2つあるほか、住民の皆様の再利用の取組を支援する市町が6つあるとのことでした。

それぞれもう少し詳細な説明を求めるとともに、本市が同様の取組を実施するとした場合の課題等について、現時点でどのように分析しておられるのか伺います。

○議長（酒永光志君） 猪垣市民生活部長。

○市民生活部長（猪垣英治君） 県内他市町でのリサイクルの取組状況などについての御質問です。

県内の22市町の取組を本市が調査したところ、ごみとして回収したものの中から再生利用可能なごみを拾い上げて有償で販売しているのは、安芸高田市の1市でした。次に、個人から持ち込まれた金品を受け取り、有償で販売しているのは、三次市と尾道市の2市でした。最後に、行政によらず市民の皆様の再利用の取組を支援している市町は、広島市、呉市、東広島市、安芸高田市、府中町、世羅町の6市町でした。

また、本市が同様の取組を実施するとした場合の課題等の分析につきましては、先ほどのプラごみの分別回収についてと同様に、本市で新たに再利用等の取組を開始した場合には、それに伴う経費も発生してまいります。そのため、本市の財政負担の影響について十分に分析した上で、ごみの収集の在り方について検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（酒永光志君） 上本議員。

○3番（上本雄一郎君） 本市の財政負担への影響について十分に分析した上で、ごみ収集の在り方について検討するとのことでした。

その他の広島県内の取組事例をここで二つ紹介させていただきますと、例えば福山市では、福山市次世代エネルギーパークの中核施設としてリサイクルプラザを設置しています。それは、「きて みて ふれて」をコンセプトとして、地球温暖化やごみの減量化、リサイクルなどについて、楽しく体験しながら学習できる施設です。そこでは、子

育て用品のリユースを進めるため、こどもの成長とともに使われなくなった子育て用品、例えばこども服や絵本、だっこひも、ベビーカーなどを改修し、必要とされている方々に期間限定のイベントなどを通して渡しています。

このほか、三原市ではリユース活動の促進に注力しています。廃棄物処理量の削減、循環型社会の形成及びSDGsの達成に資することを目的として、ネット型リユース事業を展開する民間事業者と連携協定を締結し、リユースプラットフォームおいくらを通じたリユースを力強く進めておられます。

こうしたリユース、リサイクルを進める先進的な取組事例は、全国にほかにもあるかと思えます。こうした点を鋭意広く研究していただいて、本市にとってどのような仕組みが最適なのかというのを今後しっかりと研究していただきたいと思えます。

それでは、次の項目に移ります。

市長等の顔がより市民に見える行政運営について答弁をいただきました。

市内にある五つの認定こども園では、入園式や運動会、発表会、卒業式など、折々に様々な行事が行われております。市内・市外を問わず、土日も含めて市長が江田島市を代表して様々な公務に臨まれていることは、私自身よく承知をしております。

そこで副市長、私ども議員は、4月に着任された副市長はどのような方なのかというような問いを市民の方々から投げかけられることがございます。江田島市の行事は多くあるわけですが、ここはひとつ、副市長に福祉保健部長や子育て支援課長らと連携、役割分担していただいた上で、年に数回でも認定こども園の行事にも顔を出していただきたいと思うわけです。

園児が主体の行事ゆえ、挨拶はなくてもよいと思えますし、最初から最後までいなくてもよいと考えます。そこは教育委員会さんの方式に倣えばよいと考えるのです。御自身の目で江田島市の教育・保育の現場を確認し、その場に集う保護者や市民の皆様とともにこどもたちの未来に幸と光あれかし、江田島市が応援しているよという姿勢を示すことこそ重要と考えますが、副市長の御所見を伺います。

○議長（酒永光志君） 大瀨副市長。

○副市長（大瀨 清君） 認定こども園の行事への参加についてお答えします。

本市の宝であり、将来を担うこどもたちが健やかに成長していくことは、保護者や地域の方々にとっての願いであり、私自身も心から応援していきたいと思っております。

認定こども園は、こどもの成長と保護者の方々の子育て支援を目的としたもので、教育・保育の重要な役割を担っております。その認定こども園の行事への参加につきましては、一律にという形や来賓という立場ではなく、現場の様子を直接見ることや地域の皆様との接点を持つという観点から、機会を見つけて訪問したいと考えております。

○議長（酒永光志君） 上本議員。

○3番（上本雄一郎君） よく分かりました。

強い思いを持っていただいているということがよく分かりましたので、ぜひ機会を捉えて、市内認定こども園を訪ねていただきたいと思えます。

以上、これまでごみの減量化に寄与する取組の推進による財政構造の転換について、及び市長等の顔がより市民に見える行政運営について質問をしてきました。

ごみの減量化の取組を一つずつ着実に進めて、財政の構造が大きく変わるよう改めて強く求めます。今後、土手市長が言われるように、市民の暮らしに密着した部分に必要な財源を手当していくためです。

人口減少が進むにつれて、将来にわたって財源の先細りが予測されます。そうした中、市民の皆様は本市の状況を御理解いただき、市政運営に格別の協力をお願いするためには、行政と市民との距離を縮め、行政の顔が市民により見えるようにする取組が不可欠だと考えます。

この点を改めて指摘して、私の2項目の一般質問を終わらせていただきます。御清聴ありがとうございました。

○議長（酒永光志君） 以上で、3番 上本議員の一般質問を終わります。

この際、暫時休憩いたします。11時35分まで休憩いたします。

（休憩 11時25分）

（再開 11時35分）

○議長（酒永光志君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

## 日程第2 報告第2号

○議長（酒永光志君） 日程第2、報告第2号 専決処分の報告について（和解及び損害賠償の額の決定について）を議題とします。

直ちに提出者からの報告を求めます。

土手市長。

○市長（土手三生君） ただいま上程されました報告第2号 専決処分の報告について（和解及び損害賠償の額の決定について）でございます。

地方自治法第180条第1項の規定により指定された市長の専決事項の指定に基づきまして、和解及び損害賠償の額の決定について専決処分を行いましたので、同条第2項の規定により、これを議会に報告するものでございます。

内容につきましては、教育部長から説明をいたします。よろしく願いいたします。

○議長（酒永光志君） 矢野教育部長。

○教育部長（矢野圭一君） それでは、報告第2号について説明いたします。

議案書2ページの専決処分書をお願いいたします。

このたびの専決処分は、東広島市西条西本町で発生しました工作物損傷事故による損害につきまして、相手方と和解し、損害賠償の額を決定したものでございます。

1、事故の概要でございます。

令和7年2月1日午前8時頃、本市が発注したスクールバス運転業務の受注者である会社の職員が、当該業務の実施に当たりスクールバスで練習試合に参加する市立中学校運動部の部員を同地に送迎し、当該部員を降車させた後、駐車場に移動するためにスクールバスを方向転換しようとしていたところ、建物入り口付近の手すりにスクールバスが接触し、当該手すりを破損させたものでございます。

2、和解の相手方は記載のとおりでございます。

3、和解の条件及び損害賠償の額でございます。

(1) 市は、損害賠償金35万6,400円を支払うものとします。

次のページ、3ページをお願いいたします。

(2) 損害賠償金のほか、相手方と本市の間に一切の債権債務関係がないことを確認しております。なお、相手方に支払う損害賠償金については、本市が加入しております全国町村会総合賠償保険から支払いを受けます。

議案書1ページにお戻りください。

専決処分年月日でございます。令和7年5月22日でございます。前定例会に続いての報告、誠に申し訳ございません。

スクールバスの委託業者に対しては、安全運転に十分注意するよう指示をし、スクールバスの安全運行の徹底に努めてまいります。

○議長（酒永光志君） 以上で、報告第2号を終わります。

### 日程第3 報告第3号

○議長（酒永光志君） 日程第3、報告第3号 令和6年度江田島市一般会計継続費繰越計算書に関する報告についてを議題とします。

直ちに提出者からの報告を求めます。

土手市長。

○市長（土手三生君） ただいま上程されました報告第3号 令和6年度江田島市一般会計継続費繰越計算書に関する報告についてでございます。

令和6年度江田島市一般会計継続費繰越計算書を議案書6ページのとおり調整いたしましたので、地方自治法施行令第145条第1項の規定により、これを議会に報告するものでございます。

内容につきましては、総務部長から説明いたします。どうぞよろしくをお願いいたします。

○議長（酒永光志君） 奥田総務部長。

○総務部長（奥田修三君） それでは、報告第3号につきまして御説明をいたします。議案書の6ページをお願いします。

令和6年度江田島市一般会計継続費繰越計算書です。

継続費につきましては、実際の支出額は、各年度で設定しました年割額に達しない場合、支払い残額を最終年度まで定時繰越しすることができるため、繰越計算書により議会に報告するものです。

令和6年度に繰越継続費を設定した事業は6事業あり、このうち、定時繰越ししました事業は、防災情報システム再構築事業の1事業となります。

それでは、繰越計算書により御説明をいたします。

2款総務費、1項総務管理費、事業名、防災情報システム再構築事業です。

継続費の総額8億4,380万円のうち、令和6年度継続費予算計上額は3億8,262万6,000円で、実際の支出済額及び支出見込額はゼロ円で、残額全てを翌年度

に繰越しをいたしました。

繰越額に対する財源内訳は、繰越金2万6,000円、特定財源としまして、地方債3億8,260万円です。説明につきましては以上でございます。

○議長（酒永光志君） 以上で、報告第3号を終わります。

#### 日程第4 報告第4号

○議長（酒永光志君） 日程第4、報告第4号 令和6年度江田島市一般会計予算の繰越明許費に関する報告についてを議題とします。

直ちに提出者からの報告を求めます。

土手市長。

○市長（土手三生君） ただいま上程されました報告第4号 令和6年度江田島市一般会計予算の繰越明許費に関する報告についてでございます。

地方自治法第213条の規定による繰越明許費に関しましては、議案書8ページ及び9ページの繰越計算書のとおりとなりましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、これを議会に報告するものでございます。

内容につきましては、総務部長から説明をいたします。よろしくお願いいたします。

○議長（酒永光志君） 奥田総務部長。

○総務部長（奥田修三君） それでは、報告第4号につきまして御説明をいたします。議案書8ページをお願いします。

令和6年度江田島市一般会計繰越明許費繰越計算書です。

一般会計における繰越事業は2款総務費、庁舎維持管理事業から次の9ページ、13款諸支出金、下水道事業会計繰出金の19事業で、表の金額の合計欄にあります総額4億6,475万7,000円を、繰越額について2月定例会におきまして議決をいただいているところです。

このうち4款衛生費の環境センター管理運営事業につきましては、令和6年度内に事業が完了し、そのほかの3款民生費の物価高騰対策給付金支給事業など5事業につきましても、令和6年度の進捗状況により繰越額が減となりました。

このことから、令和7年度への翌年度繰越額の総額は、9ページの合計欄にあります3億8,738万5,000円となりました。

翌年度繰越額に係る財源内訳につきましては、既収入特定財源ゼロ円、未収入特定財源としまして国県支出金が1億4,799万7,000円、地方債が1億7,040万円、その他が108万9,000円、一般財源が6,789万9,000円です。

説明につきましては、以上でございます。

○議長（酒永光志君） 以上で、報告第4号を終わります。

#### 日程第5 報告第5号

○議長（酒永光志君） 日程第5、報告第5号 令和6年度江田島市下水道事業会計

予算の繰越しに関する報告についてを議題とします。

直ちに提出者からの報告を求めます。

土手市長。

○市長（土手三生君） ただいま上程されました報告第5号 令和6年度江田島市下水道事業会計予算の繰越しに関する報告についてでございます。

地方公営企業法第26条第1項の規定により予算の繰越しに関しましては、議案書11ページの繰越計算書のとおりとなりましたので、同条第3項の規定により、これを議会に報告するものでございます。

内容につきましては、土木建築部長から説明をいたします。よろしくお願ひいたします。

○議長（酒永光志君） 東埜土木建築部長。

○土木建築部長（東埜泰二君） それでは、報告第5号について御説明いたします。

議案書11ページをお開きください。

令和6年度江田島市下水道事業会計予算繰越計算書でございます。

繰越事業は、1款資本的支出、1項建設改良費における管渠整備事業及び処理場整備事業でございます。これらの事業に関わる翌年度繰越額は合計で1億5,851万1,000円でございます。

財源内訳につきましては、企業債2,270万円、国庫補助金及び県補助金5,962万9,000円、一般会計負担金2,270万円、損益勘定留保資金5,348万2,000円でございます。繰越しの理由につきましては、表に記載のとおりでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（酒永光志君） 以上で、報告第5号を終わります。

## 日程第6 承認第1号

○議長（酒永光志君） 日程第6、承認第1号 専決処分の報告と承認について（江田島市税条例の一部を改正する条例）を議題とします。

直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。

土手市長。

○市長（土手三生君） ただいま上程されました承認第1号 専決処分の報告と承認について（江田島市税条例の一部を改正する条例）でございます。

地方自治法第179条第1項本文の規定に基づき、別紙のとおり専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定により、これを議会に報告し、承認を求めるものでございます。

内容につきましては、市民生活部長から説明をいたします。よろしくお願ひいたします。

○議長（酒永光志君） 猪垣市民生活部長。

○市民生活部長（猪垣英治君） それでは、承認第1号について御説明いたします。

議案書の12ページをお願いします。

このたびの専決処分の内容は、地方税法等の一部を改正する法律が令和7年3月31日に公布され、同年4月1日から施行されることに伴い、江田島市税条例の一部を改正する必要があるため、地方税法第179条第1項本文の規定により、令和7年3月31日、市長名をもって専決処分をしたものです。

内容につきましては、14ページから20ページまでが改正条文、21ページから29ページまでが新旧対照表、30ページ、31ページに参考資料として説明資料を添付しております。この30ページ、31ページの参考資料により、主な改正内容について説明いたします。

#### 1、改正の趣旨です。

地方税法の一部改正に伴い、個人住民税の特定親族特別控除の創設などに係る所要の規定の整備等を行ったものです。

#### 2、改正の内容について。

(1) 公示送達関係18条では、公示送達について、インターネットを利用する方法を行えるようにするための改正です。

(2) 個人住民税の関係、第34条の2では、19歳以上23歳未満の親族等における特定親族特別控除の創設に伴う改正です。

(3) 軽自動車関係、第82条では、原動機付自転車の車両区分の見直しのための改正です。

(4) 地方たばこ税関係、附則第16条の2の2では、加熱式たばこの課税方法の見直しに伴う改正です。

(5) その他、所要の規定の整理といたしまして、法令改正に伴う用語、引用条項等の整理を行いました。

続いて、議案書31ページをお願いします。

#### 3、施行期日等です。

改正内容ごとの施行期日は、(1) 二輪車の車両区分の見直しは令和7年4月1日です。

(2) 特定親族特例控除の追加は令和8年1月1日です。

(3) 加熱式たばこの課税の方法の見直しは令和8年4月1日です。

(4) 工事到達の方法の見直しは、令和5年4月1日から起算して、3年3月を超えない範囲において政令で定める日となります。

すみません、冒頭の説明で、私が法律の名称を間違えて読んでおりましたので、訂正させていただきます。

地方税法第179条第1項本文と説明いたしましたけれども、正しくは、地方自治法第179条第1項本文となります。

以上で説明を終わります。

○議長（酒永光志君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結します。

本案は、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

御異議なしと認めます。

よって、本案は委員会付託を省略します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結します。

これより直ちに採決を行います。

本案は、原案のとおり承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数です。

よって、本件を承認することに決定しました。

## 日程第7 承認第2号

○議長(酒永光志君) 日程第7、承認第2号 専決処分の報告と承認について(江田島市国民健康保険税条例の一部を改正する条例)を議題とします。

直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。

土手市長。

○市長(土手三生君) ただいま上程されました承認第2号 専決処分の報告と承認について(江田島市国民健康保険税条例の一部を改正する条例)でございます。

地方自治法第179条第1項本文の規定に基づき、別紙のとおり専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定により、これを議会に報告し、承認を求めるものでございます。

内容につきましては、市民生活部長から説明いたします。よろしく願いいたします。

○議長(酒永光志君) 猪垣市民生活部長。

○市民生活部長(猪垣英治君) それでは、承認第2号について御説明いたします。議案書33ページをお願いします。

このたびの専決処分は、地方税法施行令等の一部を改正する政令が令和7年3月31日に公布され、同年4月1日から施行されることに伴い、江田島市国民健康保険税条例の一部を改正する必要があるため、地方自治法第179条第1項本文の規定により、令和7年3月31日、市長名をもって専決処分をしたものです。

内容につきましては、34ページが改正条文、35、36ページが新旧対照表、37ページに参考資料として説明資料を添付しております。37ページの参考資料により、

主な改正内容について説明します。

1、改正の趣旨です。

地方税法施行令の一部改正に伴い、本市国民健康保険税の課税限度額の引上げ及び軽減判定所得の見直しを行ったものです。

2、改正の内容です。

(1) 課税限度額の引上げ第2条では、基礎課税額の課税限度額を66万円に、後期高齢者支援金等課税額の課税限度額を26万円にそれぞれ引き上げ、表の合計欄のとおり、課税限度額を改正前の106万円から、改正後109万円に引き上げました。

次に、(2) 国民健康保険税の軽減判定所得の見直し第21条では、国民健康保険税の5割軽減と2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得を引き上げました。表内、下線部分が改正箇所です。

(3) その他、課税限度額の引上げに伴う規定の整備を行いました。

3、施行期日について。

この条例の施行期日は令和7年4月1日です。

以上で説明を終わります。

○議長（酒永光志君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結します。

本案は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

御異議なしと認めます。

よって、本案は委員会付託を省略します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結します。

これより直ちに採決を行います。

本案は、原案のとおり承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立多数です。

よって、本件は承認することに決定しました。

この際、暫時休憩いたします。13時まで休憩いたします。

（休憩 11時58分）

（再開 13時00分）

○議長（酒永光志君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

## 日程第8 議案第32号

○議長（酒永光志君） 日程第8、議案第32号 江田島市職員の育児休業等に関する条例及び江田島市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例案についてを議題とします。

直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。

土手市長。

○市長（土手三生君） ただいま上程されました議案第32号 江田島市職員の育児休業等に関する条例及び江田島市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例案についてでございます。

地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴う規定の整備等をするため、現行条例の一部を改正する必要がありますので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

内容につきましては、総務部長から説明をいたします。よろしくお願いたします。

○議長（酒永光志君） 奥田総務部長。

○総務部長（奥田修三君） それでは、議案第32号につきまして御説明をいたします。

議案書38ページに提案理由を、39ページから42ページまでに改正条文を、43ページから46ページまでに新旧対照表を、47ページに参考資料を添付しております。参考資料により説明いたしますので、47ページをお願いします。

1、改正の趣旨です。

地方公務員の育児休業等に関する法律、いわゆる育児休業法の一部改正に伴う規定の整備等をするため、関係する条例の一部を改正するものです。

2、一部改正する条例は、（1）として、江田島市職員の育児休業等に関する条例、（2）として、江田島市職員の勤務時間、休暇等に関する条例でございます。

3の主な改正の内容についてです。

（1）の育児休業条例の改正につきましては、部分休業の拡充です。拡充する内容といたしましては、一つ目として、ア、1日につき2時間の範囲内で、勤務時間の初めまたは終わりに休業することができる現行の部分休業について、勤務時間の初めまたは終わりという制限をなくします。

二つ目として、イ、部分休業を請求することができる非常勤職員の要件について。当該非常勤職員の1日の勤務時間を考慮しないことといたします。

三つ目として、ウ、法の一部改正により、新たに1年の期間につき定められた時間の範囲内で請求することができる部分休業が創設され、当該部分休業について条例で定めることとされた次の事項を、それぞれ国家公務員の制度に準じて規定をいたします。

（ア）1年の期間を毎年4月1日から翌年3月31日までと定め、（イ）、（ア）の期間内に請求することができる時間を77時間30分、非常勤職員は1日当たりの勤務

時間に10を乗じて得た時間といたします。

(2)の勤務時間条例の改正につきましては、仕事と育児の両立に関する個別の意見聴取、配慮として、法改正に伴い、国から発出された技術的助言を踏まえ、仕事と育児の両立支援を図るため、国家公務員と同様に、任命権者に対し、次の事項を義務づけいたします。

ア、本人または配偶者の妊娠・出産等を申し出た職員等に対し、仕事と育児の両立に資する制度等を周知するための措置を講じることといたします。

イ、当該制度の請求等に係る職員の意向を確認するための措置を講じることといたします。

ウ、個の心身の状況、または対象職員の家族の状況に配慮した意向聴取を行うための措置を講ずることといたします。

エ、ウの意向を確認した事項を取り扱う場合に、当該意向に配慮することといたします。

4の施行期日についてです。

施工期日は令和7年10月1日です。

説明につきましては、以上でございます。

○議長（酒永光志君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

ただいま議題となりました江田島市職員の育児休業等に関する条例及び江田島市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例案については、総務文教常任委員会に付託します。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

御異議なしと認めます。

よって、議案第32号は総務文教常任委員会に付託します。

## 日程第9 議案第33号

○議長（酒永光志君） 日程第9、議案第33号 江田島市学校給食共同調理場設置及び管理条例及び江田島市青少年問題協議会設置条例の一部を改正する条例案についてを議題とします。

直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。

土手市長。

○市長（土手三生君） ただいま上程されました議案第33号 江田島市学校給食共同調理場設置及び管理条例及び江田島市青少年問題協議会設置条例の一部を改正する条例案についてでございます。

附属機関に対する議会議員参画の見直しの要請を受け、現行条例の一部を改正する必要がありますので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

内容につきましては、総務部長から説明いたします。よろしく願いいたします。

○議長（酒永光志君） 奥田総務部長。

○総務部長（奥田修三君） それでは、議案第33号につきまして御説明します。

議案書48ページに提案理由を、49ページに改正条文を、50ページに新旧対照表を添付しております。改正条文により御説明いたしますので、49ページをお願いいたします。

このたびの改正は、附属機関に対する議会議員の参画の見直しの一環を受け、委員の委嘱の対象として市議会議員を掲げている規定を削除するものです。

改正する条例は、第1条で江田島市学校給食共同調理場設置及び管理条例を、第2条で江田島市青少年問題協議会設置条例をそれぞれ一部改正することとしております。なお、この改正によって生じる号ずれ及び用語の整理を行っております。

附則としまして、この条例は公布の日から施行いたします。

説明につきましては、以上でございます。

○議長（酒永光志君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結します。

本案は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

御異議なしと認めます。

よって、本案は委員会付託を省略します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結します。

これより直ちに採決を行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立多数です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

## 日程第10 議案第34号

○議長（酒永光志君） 日程第10、議案第34号 江田島市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案についてを議題とします。

直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。

土手市長。

○市長（土手三生君）　ただいま上程されました議案第34号 江田島市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案についてでございます。

投票立会人等の報酬を改正するため、現行条例の一部を改正する必要がありますので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

内容につきましては、総務部長から説明いたします。よろしくお願いいたします。

○議長（酒永光志君）　奥田総務部長。

○総務部長（奥田修三君）　それでは、議案第34号につきまして御説明いたします。

議案書51ページに提案理由を、52ページに改正条文を、53ページに新旧対照表を、54ページに参考資料を添付しております。参考資料により御説明いたしますので、54ページをお願いします。

1、改正の背景と趣旨です。

国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部が改正され、地方公共団体が執行する国会議員の選挙等に要する経費について、国が負担する経費の基準額が引き上げられました。これを踏まえ、選挙事務に関する非常勤特別職の職員のうち、その報酬が負担基準額以下となっているものについて、負担基準額と同額となるよう報酬を引き上げるものでございます。

2、改正内容です。

今回改正する報酬の内容を表にまとめております。表の左から、対象となる非常勤特別職の職員区分、次に、条例で規定する1回当たりの報酬額の改正案、次に、現行の報酬額をお示ししております。

今回改正をいたしますのは、区分欄に記載をしております投票管理者、開票管理者、選挙立会人、投票立会人、開票立会人及び期日前投票所の投票管理者の報酬額で、現行の欄に記載の金額を、改正案に示す金額にそれぞれ引き上げるものです。

3、施行期日についてです。

施行期日は公布の日です。

説明につきましては、以上でございます。

○議長（酒永光志君）　以上で、提案理由の説明を終わります。

ただいま議題となりました、江田島市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案については、総務文教常任委員会に付託します。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

御異議なしと認めます。

よって、議案第34号は総務文教常任委員会に付託します。

日程第11　議案第35号

○議長（酒永光志君） 日程第11、議案第35号 江田島市議会議員及び江田島市長の選挙における選挙運動費用の公費負担に関する条例の一部を改正する条例案についてを議題とします。

直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。

土手市長。

○市長（土手三生君） ただいま上程されました議案第35号 江田島市議会議員及び江田島市長の選挙における選挙運動費用の公費負担に関する条例の一部を改正する条例案についてでございます。

選挙運動費用の公費負担上限額を引き上げるため、現行条例の一部を改正する必要がありますので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

内容につきましては、総務部長から説明をいたします。よろしくお願いたします。

○議長（酒永光志君） 奥田総務部長。

○総務部長（奥田修三君） それでは、議案第35号につきまして御説明をします。

議案書55ページに提案理由を、56ページに改正条文を、57ページ及び58ページに新旧対照表を、59ページに参考資料を添付しております。参考資料により御説明しますので、59ページをお願いします。

1、改正の背景と趣旨です。

最近における物価の変動等に鑑み、公職選挙法施行令の一部が改正され、国政選挙における選挙運動費用の公費負担上限額が引き上げられました。地方公共団体の議員及び市長の選挙において、国政選挙に準じて選挙運動費用の公費負担をすることとされていることから、本市で執行します市議会議員選挙及び市長選挙における選挙運動費用の公費負担上限額を国政選挙における選挙運動費用の公費負担上限額と同様に引き上げるため、所要の規定を整備するものでございます。

2、公費負担の内容についてです。

今回改正する公費負担の内容を表にまとめております。左の表から、公費負担の対象となる項目、次に、条例で定める限度額の改正案と現行の金額を、そして、備考欄には補足の説明についてお示しをしております。

今回改正をいたしますのは、公費負担の対象欄に記載をしております選挙運動用ビラの作成、選挙運動用ポスターの作成の項目で、現行の欄に記載の金額を改正案に示す金額にそれぞれ引き上げるものです。

3、施行期日についてです。

施行期日は公布の日です。

説明につきましては、以上でございます。

○議長（酒永光志君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

ただいま議題となりました江田島市議会議員及び江田島市長の選挙における選挙運動費用の公費負担に関する条例の一部を改正する条例案については、総務文教常任委員会に付託します。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

御異議なしと認めます。

よって、議案第35号は総務文教常任委員会に付託します。

## 日程第12 議案第36号

○議長(酒永光志君) 日程第12、議案第36号 江田島市旅客船設置及び管理条例の一部を改正する条例案についてを議題とします。

直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。

土手市長。

○市長(土手三生君) ただいま上程されました議案第36号 江田島市旅客船設置及び管理条例の一部を改正する条例案についてでございます。

中町／宇品航路の利用料金等を改定するため、現行条例の一部を改正する必要がありますので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

内容につきましては、企画部長から説明をいたします。よろしくお願ひいたします。

○議長(酒永光志君) 畑河内企画部長。

○企画部長(畑河内 真君) それでは、議案第36号について御説明いたします。

今回の条例改正は、中町／宇品航路の安定的な運行を確保するため、利用料金の改定を行うとともに、海上運送法において従来の不定期航路事業、貸切船のことでございますが、これに関する法改正がなされたため、法に合わせて条例の該当条文を改正するものでございます。

議案書61ページをお願いいたします。

61ページ下部、附則の1でございます。この条例の施行期日でございます。

料金に関するもの、この条例は令和7年10月1日から施行いたします。ただし、第3条第2号海上運送法の改正に係るものでございます。こちらについては、公布の日からとしております。

なお、条例の改正内容については、63ページの新旧対照表及び65ページ参考資料のほうに記載のとおりでございます。

説明については、以上でございます。

○議長(酒永光志君) 以上で、提案理由の説明を終わります。

ただいま議題となりました江田島市旅客船設置及び管理条例の一部を改正する条例案については、総務文教常任委員会に付託します。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

御異議なしと認めます。

よって、議案第36号は総務文教常任委員会に付託します。

## 日程第13 議案第37号

○議長（酒永光志君） 日程第13、議案第37号 江田島市水産交流施設設置及び管理条例の一部を改正する条例案についてを議題といたします。

直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。

土手市長。

○市長（土手三生君） ただいま上程されました議案第37号 江田島市水産交流施設設置及び管理条例の一部を改正する条例案についてでございます。

長瀬海浜施設の釣り場施設を廃止するため、現行条例の一部を改正する必要がありますので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

内容につきましては、産業部長から説明いたします。よろしくお願いいたします。

○議長（酒永光志君） 佐野産業部長。

○産業部長（佐野数博君） 議案第37号について御説明をいたします。

このたびの一部改正は、長瀬海浜施設の釣り場施設を老朽化により廃止することから、江田島市水産交流施設設置及び管理条例の一部を改正するものです。

施行期日は公布の日からです。よろしくお願いいたします。

○議長（酒永光志君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

ただいま議題となりました江田島市水産交流施設設置及び管理条例の一部を改正する条例案については、産業厚生常任委員会に付託します。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

御異議なしと認めます。

よって、議案第37号は産業厚生常任委員会に付託します。

#### 日程第14 議案第38号

○議長（酒永光志君） 日程第14、議案第38号 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に基づく移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める条例及び高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に基づく移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案についてを議題とします。

直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。

土手市長。

○市長（土手三生君） ただいま上程されました議案第38号 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に基づく移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める条例及び高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に基づく移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案についてでございます。

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令の一部改正により、現

行条例の一部を改正する必要がありますので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

内容につきましては、土木建築部長から説明をいたします。よろしくお願いいたします。

○議長（酒永光志君） 東埜土木建築部長。

○土木建築部長（東埜泰二君） それでは、議案第38号について御説明いたします。

この条例案は、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律、いわゆるバリアフリー法の施行令が改正されたことに伴いまして、関係する2件の条例について引用している条項に条ずれが生じることから、改正を行うものでございます。

議案書70ページに改正条文を、71ページから72ページにかけて新旧対照表を添付しております。新旧対照表により御説明いたしますので、71ページをお願いいたします。

まず、道路の構造に関する条例につきましては、ページ中央付近の下線部、引用している政令の条項を第21条から第22条に変更いたします。また、同様に、特定公園施設の設置に関する条例につきましても、72ページの上段にありますとおり、第21条から第22条に変更するものでございます。

70ページにお戻りください。

下段の附則にございますとおり、この条例は公布の日から施行することとしております。

説明につきましては、以上でございます。

○議長（酒永光志君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結します。

本案は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

御異議なしと認めます。

よって、本案は委員会付託を省略します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結します。

これより直ちに採決を行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立多数です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

## 日程第 10 議案第 39 号

○議長（酒永光志君） 日程第 10 号、議案第 39 号 市有財産の有償譲渡についてを議題とします。

直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。

土手市長。

○市長（土手三生君） ただいま上程されました議案第 39 号 市有財産の有償譲渡についてでございます。

旧ユウホウ紡績工場跡地及び社宅跡地を有償で譲渡することにつきまして、地方自治法第 96 条第 1 項第 6 号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

内容につきましては、総務部長から説明をいたします。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（酒永光志君） 奥田総務部長。

○総務部長（奥田修三君） それでは、議案第 39 号につきまして、御説明をいたします。

議案書の 73 ページをお願いします。

まず 1、譲渡財産は、旧ユウホウ紡績工場跡地及び社宅跡地 8 筆となります。地積は 4 万 7, 865. 02 平方メートル、地目は全て宅地でございます。

2、譲渡価格は 5, 140 万円です。

次に、74 ページをお願いします。

3、譲渡契約の相手方は、沖美町岡大王の社会福祉法人まほろばの里沖美、理事長古澤英三郎様、同じく、沖美町岡大王の有限会社グリーンファーム沖美、代表取締役松本秀二郎様です。

4、適正な対価によらず譲渡する理由です。

当該財産は、前の土地所有者から地域貢献を目的に無償で寄附されたことを踏まえ、本市の活性化、雇用の創出、交流人口の拡大等を図られる事業を誘致するため、公募型プロポーザル方式により、企画提案者を募集いたしました。

当該財産には、地下構造物等の確認できないリスクが含まれていることから、本市がこれまで維持管理に要した経費等を算出した上で、これを最低譲渡価格に設定しております。審査した結果、最も優れた提案を優先交渉権者に決定し、当該優先交渉権者から提示された価格をもって譲渡するものでございます。

議案書 75 ページから 77 ページに、参考資料としまして、市有財産の有償譲渡に係る契約内容等を添付しております。

説明につきましては、以上でございます。

○議長（酒永光志君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

ただいま議題となりました市有財産の有償譲渡については、総務文教常任委員会に付

託します。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

御異議なしと認めます。

よって、議案第39号は総務文教常任委員会に付託します。

## 日程第16 議案第40号

○議長（酒永光志君） 日程第16、議案第40号 市有財産の無償譲渡についてを議題とします。

直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。

土手市長。

○市長（土手三生君） ただいま上程されました議案第40号 市有財産の無償譲渡についてでございます。

市有財産である旧楠田集会所を江田島市柿浦自治会に無償で譲渡することにつきまして、地方自治法第96条第1項第6号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

内容につきましては、市民生活部長から説明をいたします。どうぞよろしくお願ひいたします。

○議長（酒永光志君） 猪垣市民生活部長。

○市民生活部長（猪垣英治君） それでは、議案第40号 市有財産の無償譲渡について御説明いたします。議案書78ページをお願いいたします。

1、譲渡財産です。

名称は旧楠田集会所、所在地、江田島市大柿町柿浦176番地の1。

施設概要、木造平家建て、床面積99.34平方メートル、建築年度は平成13年度です。

2、譲渡の相手方及び時期でございます。

名称は江田島柿浦自治会、所在地は江田島市大柿町柿浦1508番地の1、時期は議会の議決を得た日以降です。

3、譲渡の理由です。

公共施設の在り方に関する基本方針に基づき実施した柿浦地区の公共施設の再編整備により、廃止となった楠田集会所を柿浦自治会が地域の集会所としての活用を希望したためです。

議案書79ページをお願いします。

こちらに当該集会所の位置図及び平面図を添付しております。

以上で説明を終わります。

○議長（酒永光志君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

ただいま議題となりました市有財産の無償譲渡については、産業厚生常任委員会に付託します。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

御異議なしと認めます。

よって、議案第40号は産業厚生常任委員会に付託します。

#### 日程第17 議案第41号

○議長（酒永光志君） 日程第17、議案第41号 公の施設の指定管理者の指定についてを議題とします。

直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。

土手市長。

○市長（土手三生君） ただいま上程されました議案第41号 公の施設の指定管理者の指定についてでございます。

江田島市旅客船について、瀬戸内シーライン株式会社を指定管理者として指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

内容につきましては、企画部長から説明をいたします。どうぞよろしくお願ひいたします。

○議長（酒永光志君） 畑河内企画部長。

○企画部長（畑河内 真君） それでは、議案第41号について御説明いたします。

中町／宇品航路においては、現在の指定管理者に対する指定管理期間が本年9月30日で満了いたします。このため、次期5年間の指定管理者の指定を行おうとするものでございます。

指定管理者の候補者は、引き続き瀬戸内シーライン株式会社であり、指定管理者が行う業務の範囲に変更はございません。

説明については、以上でございます。

○議長（酒永光志君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

ただいま議題となりました公の施設の指定管理者の指定については、総務文教常任委員会に付託します。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

御異議なしと認めます。

よって、議案第41号は総務文教常任委員会に付託します。

#### 日程第18 議案第42号

○議長（酒永光志君） 日程第18、議案第42号 令和7年度江田島市一般会計補正予算（第1号）を議題とします。

直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。

土手市長。

○市長（土手三生君） ただいま上程されました議案第42号 令和7年度江田島市一般会計補正予算（第1号）でございます。

令和7年度江田島市一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億9,288万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ162億3,288万3,000円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

債務負担行為の補正。

第2条 債務負担行為の追加及び変更は、「第2表 債務負担行為補正」による。

地方債の補正。

第3条 地方債の追加は、「第3表 地方債補正」による。

内容につきましては、総務部長から説明をいたします。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（酒永光志君） 奥田総務部長。

○総務部長（奥田修三君） それでは、議案第42号につきまして、歳入歳出補正予算事項別明細書で御説明をいたします。

事項別明細書の10ページ、11ページをお願いします。

初めに、歳入からです。

15款国庫支出金、2項国庫補助金、1目総務費国庫補助金は、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金の増額補正です。

2目民生費国庫補助金は、生活保護システム改修事業補助金の増額補正です。

4目農林水産業費国庫補助金は、水産基盤整備事業補助金の増額補正です。

19款繰入金、2項基金繰入金、1目財政調整基金繰入金は、財源調整に伴います増額補正です。

9目公共施設整備基金繰入金は、土地開発公社の先行取得に係る貸付金の財源としての繰入金の増額補正です。

21款諸収入、5項4目雑入は、会計年度任用職員の社会保険料の増額補正です。

このページ下段から12ページ、13ページをお願いします。

22款1項市債、1目総務債は、デジタル活用推進事業債の増額補正です。

続きまして、歳出でございます。

今回の歳出補正予算の主なものは、一般廃棄物最終処分場拡張用地取得に係る市土地開発公社への貸付金、定額減税補足給付金給付事業、漁船係留施設の改修設計業務及び工事請負費などの補正を計上しております。

それでは、14ページ、15ページをお願いします。

1款1項1目議会費は、タブレット端末更新の仕様変更に伴う器具借上げ料などの増額補正です。

2 款総務費、1 項総務管理費、3 目財産管理費は、市土地開発公社への貸付金の増額補正です。

4 目会計管理費は、システム改修の財源としてデジタル活用推進事業債の活用による財源構成です。

このページ下段から 16、17 ページをお願いします。

2 項徴税費、1 目税務総務費は、定額減税補足給付金給付事業の増額補正です。

3 款民生費、3 項生活保護費、1 目生活保護総務費は、生活保護基準の見直しに伴います生活保護システム改修費用の増額補正です。

このページ下段から 18、19 ページをお願いします。

6 款農林水産業費、1 項農業費、3 目農村振興費は、新規就農生の研修ハウスの補修のための委託料の増額補正です。

3 項水産業費、2 目水産業振興費は、美能漁港内港棧橋補修設計業務、三高東漁船係留施設チェーン補修工事などの増額補正です。

予算書の 4 ページにお戻りください。

第 2 表 債務負担行為補正です。

追加としまして、ふるさと納税業務委託の 1 件、変更としましてタブレット端末リースの 1 件をお願いしております。

5 ページをお願いします。

第 3 表 地方債補正です。

追加としましてデジタル活用推進事業債の 1 件をお願いしております。

なお、事項別明細書の 20 ページから 21 ページに給与費明細書、22 ページに債務負担行為の調書、23 ページに地方債現在高の見込みに関する調書をお示ししております。

説明につきましては、以上でございます。

○議長（酒永光志君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

ただいま議案となりました令和 7 年度江田島市一般会計補正予算（第 1 号）は、予算決算常任委員会に付託します。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

御異議なしと認めます。

よって、議案第 42 号は予算決算常任委員会に付託します。

## 散 会

○議長（酒永光志君） 以上で、本日の日程は全て終了しました。

これにて散会します。

なお、第 3 日は 6 月 27 日午前 10 時に開会しますので、御参集願います。

本日は御苦勞さまでした。

（散会 13 時 43 分）